

蘭 総 号
令和 2 年 1 2 月 1 0 日

野 村 一 也 様

蘭越町長 金 秀 行



弁明書の送付及び反論書等の提出について

令和 2 年 12 月 1 日に貴殿から提出された、チセヌプリスキー場譲渡に係る申込概要一覧及びリフト修復再開を提案した J R T 以外の会社の提案書を非開示とした処分に対する審査請求について、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 3 項の規定により読み替えた同法第 29 条第 5 項の規定により、別添のとおり弁明書を送付します。

この弁明書に対しては、同法第 9 条第 3 項の規定により読み替えた同法第 30 条第 1 項の規定により弁明書に記載された事項に対する反論を記載した書面（反論書）を提出することができます。反論書を提出する場合は、令和 3 年 1 月 12 日までに提出してください。

〔 蘭越町役場
総務課総務係 担当：山本
電話（0136）57-5111 〕

弁 明 書

審査請求人野村一也氏（以下「請求人」という。）が令和2年12月1日に提起した公文書の非開示決定についての審査請求に関し、次のとおり弁明します。

本件処分に至るまでの経緯

- (1) 令和2年10月29日請求人から【1】チセヌプリスキー場譲渡に係る申込概要一覧（ただし、「運営提案等」の項目が黒塗りされていないもの。なお、提案事業者名は黒塗りで構わない。）、【2】2回目の公募において、リフトの修復再開を提案したJRT以外の会社の提案書（ただし、当該法人等の競争上、若しくは、事業運営上の地位、または、社会的な地位が不当に損なわれる可能性を排除するために、当該法人等の名称に限っては非開示とされても、公開請求者はこれを容認する。）の開示請求が行われた。
- (2) 令和2年11月11日実施期間は請求に対して、蘭越町情報公開条例第9条第1項に該当するとして、非開示とする旨通知した。

本処分の理由

平成31年3月29日に請求人からの同様の請求に対して上記同様の理由で平成28年5月に作成した「チセヌプリスキー場譲渡に係る申込概要一覧」のうち、選考された事業者以外の内容を除いて開示を行っているほか、提案書についても非開示としていることから、今回の請求に対しても同様の判断を行っている。各事業者から提出のあった提案書の中には、民間企業として、他での活動や今後の活動についての記載があり、当該法人又は個人の競争上の地位が損なわれると判断したためである。